

# 勝山市農業委員会 議事録

平成29年10月26日

勝山市農業委員会

## 勝山市農業委員会 10月定例農業委員会

1. 開催日時 平成29年10月26日(木) 午後1時30分から4時30分

2. 開催場所 勝山市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	松村	勘兵衛
会長職務代理者	2番	中村	栄治
委員	3番	松山	隆重
	4番	久保	晴空
	5番	鈴木	佐智江
	6番	齋藤	ひと美
	8番	山内	百合子
	9番	俣川	よし子
	11番	北山	謙治
	13番	大谷	健一
	15番	加藤	駒幸
	16番	吉田	新一
	18番	前田	壽夫

4. 欠席委員(5人)

	7番	牧野	元恵
	10番	辻	総八郎
	12番	吉川	豊
	14番	下牧	一郎
	17番	山口	拓雄

5. 審議内容・結果

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定について

議案第27号 現況証明願いについて

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第29号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について

(報告事項)

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井	茂敏
主幹	黒瀬	しのぶ
主任	中川	洋子

## 7. 会議の概要

- 事務局長 ただいまから10月定例農業委員会を開催いたします。
- 事務局長 本日の会議ですが、7番、10番、12番、14番、17番は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長 それでは、会長よりごあいさつを申し上げます。  
「会長あいさつ」
- 事務局長 ありがとうございました。  
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より10月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 事務局からの報告はお聞きのとおりです。  
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、5番、6番の両名をお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。日程第1 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 6番 10月17日に現地確認を事務局を含めた5名で周辺の農地の状況も確認しました。特に問題はありません。
- 議長 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 4番 この地図はこの通りではないのでしょうか？所得税や特別減税の対象になる基盤強化促進法による所有権移転にならないの。すべての農地を農業生産法人にわたす。挙げておいてそれも買った場合特別措置法の対象となる。これが特に問題があるわけではない。

- 議長 これより、議案第26号について採決いたします。  
議案第26号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(なし)
- 議長 無いようですので、議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請認定については原案のとおり承認することに決しました。
- 議長 続きまして、日程第2議案第27号現況証明願いについてを議案とします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (説明省略)
- 議長 こちらのつきましては、1番から順に現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 18番 1番●●さん、資料は4、5、6pで、特に6pの写真を見て頂くと、農舎といえますか物置的なものを建てておられまして現況証明で間違いはないかと思えます。  
2番●●さんの件ですが7～9pで、9pのお墓のところにかけてが、対象になりますが、先ほどご説明がありました弟さんに名義変更をしていただきたいという案件です。
- 6番 3番●●さんの案件ですが10p～11pにかけてです。11pの写真のように神社の手前のところになっておりまして見て頂いた通りです。  
4番●●さんは12p～14pにかけてで、こちらも写真を見て頂いてわかると思えます。住宅の中に庭のようなものがあり、とても農地とは思えないので問題はないかなと思えます。
- 18番 5番●●さんの案件ですが、15pの住宅地で16p17pに写真で、今説明がありましたように17p車が置いてあり、特に物干し竿があったと思うのですが、その前に金田さんがその道を挟んで右手の方にお家がありまして、●●さんが車を止めたり物干しに利用されたりされているということで、●●さんに名義を変更したいという事で現況証明願いを出しました。  
6番●●さんは18～20pが説明で、19pの上の方の10-1、10-2これが6番に該当するところをございまして土蔵が建っているところ。このような状態です。19pの下の方の11-1が21pの写真のところ該当するわけですが、手前の方の物置的なスペースもとりこわされていないのですが、大きな赤の線ずっと電柱の方まであると思えますが、特に電柱のところは畑があった感じですが地目変更をしたいという事です。
- 6番 8番△△△の●●さん22p～24pで24pの写真を見て頂くとここに倉庫が建っています。今回申請されたのがこの倉庫の横に垣根などもありますし、ご覧のようです。●●さんがここを名義変更したいので申請をされたということです。

4 番

2 番の●●さん、登記が畑で現況地目も畑なのになぜ農地でないの？現況は宅地や雑種地の間違いじゃないのか。畑から畑に行くのに証明できない。

これらについて新しい農地法では、連携を取りながら正しい審査をなささいというのが新たに加わっているわけ。

7 番これも 58.13 というのが 11 番 1 の全部の面積でしょ？そうなったらこの書類はおかしい。現在、現況が全部宅地ならこれもいらない。この現況願いで証明するという行政処分をする前に、3 条の申請にはいろいろ条件を使う、それがあって条件整備とかがされているのだからこれも同じ。そうなったらこれは宅地で、宅地というのは初めから非農地でも登記簿にそうなっていれば、今回非農地として我々が Ok することだけに限る。宅地についての固定資産税等はいつからやっているのか。農地法は 27 年でしているから、それ以前のやつは通達通りでいいのではないかなど。書類だけは正しいを提供してほしい。チェックがどうなっているのか。△△△△で農振農用地になっていないか。なっているなら変更しないと。これはチェック項目の中で何度も申し上げているのですが、改善されていない。一番難しいのは土地改良が始まった時に、採算性が合わない。30 万円以上かかるあるいはこういうところを全部採択してほしいために農振農用地にしてそのままにしてる。そこはこういう時には非常に支障になるのでチェックだけをしてあるならそっちを先にやらないといけない。お墓はむずかしいから、お墓とはださずに雑種地とか宅地とかにしないと、お墓が建っているから現況証明してくれという事はいいけどお墓を前面に出すことはどうかと、これは正直いいです、いいですけど問題を共有していただけたらと。

13 番

7 番の登記簿は宅地になっている。なら現況証明はいらない。なぜしてきたの？

議長

現況は宅地と一部で畑をしている。

13 番

それは家庭菜園で、ちょこちょこしている者もいる。あえてここまで問いただす必要はないんじゃないか。現況宅地で登記も宅地ならそれでいいんじゃないか。無理して畑にしたいという話ではないでしょ？畑を登記にしたいというなら逆の話になる。あえて宅地になっているものをなぜ畑にしないとイケないの？

事務局

4 番委員のご質問から 2 番の●●さん登記現況の表示ですが、現況地目に関してですが、2 か月前までは非農地という表示が全てされておりました。1 か月前に非農地というのは適当ではないのではないかと、課税評価されている地目を入れようというお話をいただいたと思うのですが、今回の現況地目については、農地台帳について固定資産台帳を 1 年に 1 回取り込みをしているのですが、固定資産課税台帳の地目を入れさせていただいております。2 番については、実際は墓地に変えたいという希望ではありますが、課税上は畑になっておられましたので、畑として書かせていただきました。

7 番●●さんについてですけど、今回●●さんはもう勝山に戻らないからということで名義変更を計画なさっております、今回、地目上は宅地ではあるんですけど課税分割がされて

おりまして、宅地評価部分と畑評価部分があり、実際には畑として使っている部分がないということで丸々を宅地として入れるという事で、名義変更するにあたって、新しい所有者さんにもし変えるなら、丸々宅地ということにしておきたいという事です。また、農振農用地であるかという事ですが、今回の8件は農振農用地ではございません。13番委員のご質問いただいた件も登記地目も宅地であるし、畑となる部分もあるという事で、名義変更するにあたっては丸々宅地というように市役所がみているという形にしたいという申請です。

13番 現地に行ったときに畑はしているの？

事務局 していません。

13番 では、課税の方と話をしないといけない話だ。ここでなぜ畑にしたのはなぜと話をし、課税の方がしっかり見ないといけなくて我々の方のここに載せる必要はない。現況をみて宅地なのでなにも問題ない。登記簿そのままがいい。農業委員会としてはだす必要がない。これは課税の問題であって我々農業委員会としては田んぼでも畑でもないから関係ない。登記簿は宅地になっていて家庭菜園で、庭で畑をしてあると、こんなものをいちいち畑に登記しなおす必要もない。

議長 課税対象は畑で課税されている？

13番 それは課税の話であってこれは登記と現況の話。それは税務課と話をしないといけない。

18番 はっきり確認できませんでしたが、電柱の部分がもしかすると畑があったかもしれないという事で。

13番 事務局がどういう判断をしたかという事。

職務代理 必要ないですよという声が上がってきている。

4番 家庭菜園は農用地ではない。土地があいているから家庭で作ろうかという小規模な菜園については農用地ではない。草が生えていて、登記が宅地になっているなら蹴ってしまいなさい。

11番 2番の方は課税の方の間違い。現状は墓地。それを畑として受けた。48年にその時から墓地なら墓地としての税金を払わないといけない。それを見逃して確認していない。勝手に墓地を建てているから。だから、畑から畑の現況証明は出せない。なので、現況を墓地に直してもらって、そして現況証明を出してあげないと。畑にはならない。

7番は、現状が何であっても登記簿が宅地ならこんな申請はしない。農地法というのは宅地の中をいくら畑にしようともできない。農地法というのは、農地を勝手に使用してはいけ

ないという法律だから。これはいらない。登記簿が宅地となっていたら現状が畑でも田んぼでも宅地である。

畑として認めたくて、畑と分筆してわかるならいい。分筆していないし、しなければならない。畑にしてくださいという申請なら出せばいいが。後からこの人売れないし買えない。はじめから宅地になっている1筆で。まじめな人なのでしょう。本人が半分畑と言っていたからそうなったんだろうけど。

13番 申請したときにいわくがありそうだったか、ただ単に、畑があったから、そうしたかったのか、事務局的にはどうなの？疑問はもたなかった？基本的にはいらないと思う。申請者がどういう行きさきなのか？

事務局 今回申請については、司法書士さんからでてきて、●●さんのご自宅とご自宅の裏にあります農地については名義変更したいということで、この2件については現況証明願いがほしいという申請でございまして、自宅の後ろの農地につきましては、申請を取得される方がもともと農業者ではなかったですし、人に貸している方だったのでこれについては受付が出来ないという事で説明させていただきまして、了解もしていただきました。

11番 14字の11-1が宅地で58.13となっているのでしょ？それで問題ない。なぜ司法書士が畑と言い出したの。本人が、畑があるといっただけでどうして確認しなかったの？登記簿宅地というのは間違いはないですよ、逆に。申請者が一度司法書士さんに行ってこの建物の後ろに畑があるという事だけ。

4番 非農地から農地に対する現況証明を我々からとってきたのだと思うと、無駄。

11番 家庭菜園として認められない、こんな小さい面積で。  
登記簿が宅地となっているのになぜ現況証明がいるんだ。登記簿が畑田んぼとなっていて、現状が宅地で使っているから、登記簿を直してくださいという。登記簿が宅地となっていていっているのに直す必要がない。登記簿を直すために現況証明がほしい。もう一度確認しないと。

議長 この件は、司法書士に確認して取り下げてもらうのであれば取り下げさせていただきます。  
2番ですが、畑は畑でいいのですよね？畑の一部に墓地が建っているだけ。全部は墓地ではない。地目変更をしたいと書いてある。

11番 畑が畑なら地目変更ではない。畑なら、宅地にするか墓地にするか。

13番 畑というのは税務の方がそういう見方しているという事。多分、税務の方は確認していないと思うし、こんな少しだからいいや、と思っているかもしれない。でもこうやって出てきた以上は、税務課と話をしないとイケない。畑のままにしておくなら証明はいらないし。それを、わざわざ現況証明してほしいという事は、きっと畑を宅地なり雑種地なりにしたいとい

う事。課税がどういう風に判断するのだが、きっと税務課がみていないのだと思う。

11 番 12 番委員が話しに行っている。

13 番 税務課と話をしないといけない話だし、ここは現況証明出すのにいいのか悪いのかという話になってくる。

4 番 これこそ、司法書士の仕事。

議長 課税対象地目が、雑種地でなっていれば、問題ないのだが。畑としての課税をしているわけですね？だけど実際は畑でないですよという事を見てほしいわけだ。

事務局 今回、現況畑となっておりますが、地目を変えたいのだが、課税上とあわせて農地台帳は農地となっている場合は、税務課と協議したうえで、現況地目について変更させていただきたいと思います。

議長 現況地目が雑種地かなにかに変更になれば、許可できるという事で。

13 番 墓地というと墓地法がひっかかってくるのではと思うので。農地として利用できないから雑種地にしてくださいとかかかないと、宅地ではだめなら雑種地にでもしないと。農地と雑種地の方が、税金が上がる。宅地、雑種地なら下がる。雑種地として認めてもらわないと。

4 番 雑種地というのはこっちで決められる。墓地は認められない。

11 番 これを農地にすれば、他の人の墓も建ててあげられるようになる。なかなか墓地にはできませんよ。雑種地にしておいてあげるしかない。それかそのまま放っておくか、取り下げてもらったのが一番いい。墓地法の違反になる。どこにでも勝手に墓建てられるものではないから、申請して許可をもらってからしか。取り下げた方がいいと思う。

職務代理 本人が出してきたという事は、所有権移転したいという事がこの後できないので、ここに書いてある墓石というのを消して、耕作放棄地として非農地証明してあげて、雑種地にしてあげる。そういう形なら証明できるとおもいます。墓地にして、所有権移転できないからこのまま畑が残って誰も申し出できないという事だと思う。このまま取り下げおくといいのもあれだから、墓石というのを消して、誰も耕作していないから雑種地という扱い、耕作放棄地として、非農地証明、登記現況と一緒になると思うけど、そういった形だったら墓石というのはなく、たまたま畑と、それを主目的に出さないで、申請としては耕作放棄地で田んぼを作ったり雑種地にしたりそういうので、墓地を消してそういうのに変えれば、畑は畑となっても耕作放棄地もそういうことなのであうと思う。このまましておくとはこれは難しい問題だからアウトというのが楽なのだが。



- 11 番 取り下げてもらわなかったら尚更難しくなる。墓地と書いてあるのだから。建てたことまでもだめになってしまう。
- 13 番 お墓の後ろの方は荒地？畑か何かしているの？69㎡はお墓のところだけでしょ？逆に言ったら、ここだけじゃなく全部雑種地にしたらだめなの？
- 11 番 墓地の法律にひっかかるからいくら協議してもだめ。取り下げてもらおう。2番と7番はだめ。取り下げてもらおう。吉川さんがどんな話をしてきてこの申請になったかという事がわからないと。農地から墓地にするのにこんな簡単にできるわけない。墓地の法律を勉強しないで簡単にできない。個人が個人のところに認められるか、できればそれでいいけど。自分の田んぼとかに墓を建てるのが。それをきちっと調べて把握しないと取り下げてもらえない。書類として出てきてしまっているのだから。
- 13 番 お墓のところだけというから成立しない、全部畑をつくる気がないから雑種地にしてくださいと、それでもだめ？現況証明にならない？
- 11 番 勝手に墓を建てているから。墓を建てるには、法律がある。その法律を勉強してから協議しないと。
- 13 番 全部を雑種地にしてくださいと、非農地にしてくださいと、畑としてはできませんとしてしまえば、お墓の事はそっちのけで出せばいい。
- 11 番 申請自体が間違っている。墓地でないところにお墓を建てている、建てられないところに建てたものを法的な農業委員会にして墓地にしてくれと、そんなものは受け付ける方がだめだ。農業委員会が受けられない物をうけたといわれるから取り下げてもらわないと。
- 議長 個人的に墓地の用地としては、登録はできませんので。共同でこういう物件にしようというのならできるけど。墓地に認められると課税対象から外れるわけでしょ？税金がかからないわけでしょ。だから個人では簡単にできない。  
2番と7番はできませんので、取り下げさせていただきます。
- 議長 2番は採択しないということにします。
- 11 番 これを議案として上げた以上、本人に取り下げてもらいはないとだめ。
- 13 番 証明しないのと取り下げとは、別ですよ。議題として挙げて証明するかしないかの話ならいいけど、もう一つ前の話で、これは出したことを取り下げるという事。申請した者から書類かなにか出してもらわないと。議題として取り下げるのだから、証明しないということでは

ない。

11 番 会長として出したものは、ここで結論を出さないといけない。なので、2番と7番はどうするのかと聞いている。このまま放っておくというおかしな結論はない。

議長 議案が出されているのだから、裁決しなさいという事でしょ？  
取り下げは我々の意志ではできない。

11 番 それは議長の権限で取り下げられるでしょう。議会も一緒に理事者が出したものを、だめにしたら取り下げる。委員長が市長名で。

議長 今回の2番の議案に関しましては、いろいろ問題がありまして、私の方から取り下げをいたします。

11 番 2番7番については、本委員会で結論出さないことを承認してもらって、2番7番外した6件について、承認いただけますかときいて。それでどうするんだと言われたときに委員長は申請者と真意をもう一度確認して、11月委員会に再提出する。もしだめなら取り下げしてもらおうということではいかがですかと聞いてもらう。

18 番 2番と7番は却下という表現ではだめでしょうか。

11 番 ここで却下というわけにはきつすぎる。

18 番 でもそのくらいの権限があってもいいでしょう？

11 番 ただ、これ1度否決されるともし、事務局の手落ちがあった場合、7年間は再上程できませんので。なので、どっちもたつように。却下してしまうと、事務局が間違えていたとなると、大変かわいそうになるので、それも法律をわかっていないからであり、かわいそうなので却下にはしたくない。

議長 この場では2番と7番を除いた6件について許可して、2番と7番は保留して委員長の方で事情をもう一度確かめて取り下げを要請して、改めて申請するか何かは、相談の上決めさせていただくという事で、2番と7番については、審議の結果、保留にさせていただきます。

議長 これより、議案第27号について採決いたします。  
議案第27号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第27号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決

しました。

13 番 2 番と 7 番は保留ですので、その結論はどうであったのか、教えてください。

議長 次に 日程第 3 議案第 28 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画の決定についてと日程第 4 議案第 29 号農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (説明省略)

議長 説明は以上のおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

4 番 この地図上はすべて農振農用地ですよ？農振農用地でないと中間管理機構は受けられない。

事務局 農用地である必要は有りません。農振地域のみです。確認してみます。

4 番 あぜがあつたりしてもそれは農振農用地としてで、いいわけか、雑種地になっているところもあるかも。それからもうひとつ、例えば、猪野口 136 といつてもどこまでがそうかわからない。小字が全くわからない。それと 1 番最後の人。これは平泉寺産△△で、住所地が山●●さんは丸岡にあるということですね？それともう 1 点は、地図を見るとどうも農振農用地でないところが入っているのかなという気がしたので、中間管理機構は、それは確認していると思いますが、その辺のチェックをしておかないと中間管理機構はしてくれないと思う。農地中間管理機構は、自分のところで借りた以上は引き受けてもらう。もし見つからない場合は、機構が年貢をはらわないといけない。受けた人から。

職務代理 9 月 28 日に認定審査会がありまして、法人登記して 12 月にならないとなにもない賃貸借もない、どうですかと質問したら今準備していますと。決算が 12 月なので、設立する組合や資料を見たりしました。1 番からずっと個人のやつを中間管理機構にだしてこうなっていますと。これを 1 月から契約するなら、当然、●●さんからはじまってずっと個人がやっていたら、合意解約はないけれど全部とは限らないし。1 月に向けて準備しているのかもしれないけど、事務局が 28 号の地図だけを出してきたのだけど、一括して出せないか。合意解約当然あるし。たとえば北西侯にしたって、一番最後に出ていますよね、●●さん、これは結局借りてその先が見えない。当然△△△と書いてあるので△△△ファームは受けると思うのですが、中間管理機構に出す分だけ、たとえば△△△の●●さんが自分でしたのか他の誰かが契約したのか、この契約を認めるということは、その事前に合意解約しないと。中間管理機構は後ろ当てもなく借りたのだと思うけど。農業委員会説明するなら合意解約いっぺんに出すのはたいへんだと思うけど、一括でどれだけとか、ないものは出してこないで、部分的に断

言できるところでいいからまともな資料でだして。

事務局 合意解約については、先ほども説明させて頂きましたが、3 pのほうの方について報告事項にも上がっております、●●さんになります。9月28日に審査会が行われたのは、△△△ファームと△△△ファームとなっております。△△△ファームは、これから申請があります。農用地利用計画(案)の「農地中間管理機構より」というのがおかしいんじゃないかというご指摘でしたが、そちらの方「農地中間管理機構が」というように訂正させていただきたいと思います。農用地利用集積計画は、中間管理権をもって中間管理機構にあずけるという計画になっておられまして、それに基づいて農用地利用配分計画というので意見聴取を農業委員会に求められているということです。

4番 まずこの農地は、現在誰が作っている？利用権設定はどうなっている？

事務局 こちらの農地につきましては、利用権を設定されたもの以外いわゆる闇小作というのはあったかと思うのですが、個人がそれぞれ耕作しておられます。

4番 農業公社は絡んでいないの？

事務局 絡んでいません。この4筆のみが農業公社を通じて貸し借りしていただけています。●●さんとは中間管理機構は関係ないです。1番最後の●●さんだけです。

職務代理 31番までの利用権設定するのに、31番はいらないというのがある。今個人が作っているやつを1月1日から中間管理機構に貸す、それまでは個人が作っているだれだれだったっけ。それと農地利用配分計画で△△△出ているけど26人、ただ、いまここ出してきただけで136筆あるで、これだけで実際のところ△△△ファームは認定農業者とか農業公社を貸しているところとかいろいろあると思うけど。

いまこの説明だと●●さんが貸すけど、●●さんが勝山市農業公社に貸していたとかそういう事例が？

事務局 ないです。農業公社にも確認済みですので間違いありません。

職務代理 農業公社の合意解約はまだ出てこない？

事務局 おひとりだけです。

13番 この地図なにを求めているのかわからない。どこの地域なのか字がちいさくてわからない。申請図あるでしょ。中間管理機構が受けてファームに預けるやつでしょ？上の方はこれ真っ白で、黄色だけが個人で1筆だけ。これ全部個人でないのか？これだけ黄色にして●●さんは青でしょ？あと、真っ白、個人なら全部黄色にしておかないと。

要するに現況図と申請図で比較ができない。中間管理機構より権利の設定をうけているものというのが高島やらずっとある。それもちちゃんと地図にのせてほしい。ただ作っているだけではどこがどうなんだという話。●●さんだけ緑になっているのはなぜなっていて下にどうい  
う影響をしているのという話。そこをわかりやすく色分けしてほしい。

職務代理 ●●さんが作っているところが親父さんが作ったところに合うようにしてあって下を  
見たら緑になっている。青が緑になっている。●●さんは中間管理機構にかえすの？

8 番 中間管理機構ではなく、農業公社と契約していた。そして解約をした。

4 番 ●●さんが農業公社との賃貸を解約した、ということは、今度は農業公社が山内さんとの間  
で解約した。その持ち主である●●さんは、つぎに中間管理機構に契約した。その契約が誰  
の者かわからない。

13 番 この地図上に色を濃くするなどしてしっかり示さないと、一緒な色でやっているからどこが  
どこかわからない。何のための地図かわからない。ずっと見てもどこに何があるかわか  
らない。色分けしてあればこれがここなのかとわかるから。

4 番 それともう1つ。●●は1件だけ。全体図がさっぱりわからない。中間管理機構がうけて中  
間管理機構が●●の農事組合法人の●●の中から●●さんは抜けているという事悪いけど抜  
けてはいるが、だけど賃貸借契約だけ、でている。それは、わからないし、13番委員の言う  
ようにチェックしようがない。18条の第1項による集積計画の決定というのは、農業委員会  
の決定行為で持って公示することによってはじめて効力を発生するのだがそれまでの経過が  
さっぱりわからない。ほかのところもそう。△△△は今回が初めて。農事組合法人△△△フ  
ームというのがいつ法人化した？

事務局 先ほども申し上げましたが、29年10月17日付で設立されています。

職務代理 △△△は出てくるけど△△△は出てこない、計画をだしていますが一応法人ファームはでき  
た。片方は認定審査会で法人としての許可は通っているが、認定農業者のなかには審査通っ  
ていない。

4 番 経営改善計画ができてないという事でしょ。認定農業者であって法人としての経営改善計画  
いわゆる属人の認定農業者ができていないということでしょ？なぜあわてている。

事務局 機構集積協力金に絡んでの今回の集積になります。12月いっぱいまでに担い手に貸し付けら  
れることが条件となっております、10月の農業委員会にかけまして理事会にかける。  
△△△に関しては今のところ1月に提出の予定です。補助金はいまのところ考えていないと  
いうように聞いております。

- 4 番 考えていないという事は、片方は1か月前に上がってきて農業委員会の計画を市役所にたてる、それを同意市町村が基本構想に基づいてやるにはそのままにしておいた方がいい。中間管理機構がやっていることがさっぱりわからない。見えてこない。
- 議長 申請をすとかしなとかの問題ですから、中間管理機構が悪いのではない。△△△が自分で申請しなかったのがだめ。
- 4 番 中間管理機構の仕事を、地図もわからなければ、集積計画が基本構想があっているのかどうか、さっぱりわからない。それにこれ初めて今日見た。事前にきているのなら、少しチェックするところないのか、中間管理機構に関する法律を読んだなら。事務処理が本気で取り組める？中間管理機構は、全部市役所におんぶにだっこそれで、我々も理解できないから18条第1項による中間管理第2項に書いてある中間管理機構における農業協同組合がうける土地、所在地、地番、面積、登記についてきちっとしなさいとなっている。その計画をたてて、よろしいという認定を受けて農業委員会の決定に基づいて19条で公示して初めて効力を発する。その事務処理は半端ではない。予算や政府の交付金、中間管理機構の、農地利用合理化事業は今までは各市町村にあったけど、今は県に1つ。その事業は中間管理機構がある土地しかできない。それを事務局で回すのは無理。事務局グループがあったとしても事務処理はできないと思う。我々の説明がわかるように。ましてやこんなに大事なものを会議の当日にわかりチェックもできないし、どこがどうなっているのかもわからない
- 13 番 事務処理が大変なのかもしれないが、県がそのようにしているのだから、不平があるならそのように市役所から県にいつてもらわうしかない。単純に思うのだが、●●の中間管理機構より県のチェックを受けている農地というのは1人の4筆だけ。4筆で●●こんな少ししか受けていないのか。
- 事務局 △△△の地区につきましては、現況としていまだこの緑という形で△△△と●●さんの配分となっております。今回上がってきている人に4筆の分につきましては申請図にあります赤い部分が追加という形になります。それをあわせて△△地区の中間管理機構の箇所となります。
- 13 番 中間管理機構より権利の設定を受けている農地と言ったら上の方の緑のぜんぶでしょ？なぜ一人の4筆しかないの？
- 事務局 今回の利用集積計画に挙がっているものについてこちらを配分するという形になっております。
- 13 番 1人に4筆。これは一緒なものか。5789.43だから受けている農地と設定する農地中間管理機構が県の設定を受けている農地か。これをあえて書く必要があるのか右と左同じ数字だ。

事務局 機構の方の様式で決まっているところもあるので、なかなか融通がきくかはわかりませんが、今回の利用集積計画 28 号の通り挙げている分について 29 号でこちらのほうに配分するという形になります。

13 番 いままでどれだけ受けているという事が地図には出てこない。だと、地図を比較しようとしても難しい。(色分けして赤がありますよという事。) 青がどうなったのという話。●●さんのは、どうなったの？

事務局 中間管理機構を通して、貸し借りしている農地という事で●●さんもこちらの方には入っております。

13 番 なにか色分けしないと下の方は処理していないし、下の方も青に塗らないといけない。ちゃんと近くに山内さん、大渡と書いておかないと、そして今回の申請地とわかりやすくしてもらわないと。これだけでは判断できない。

事務局 ●●さんの合意解約は△△△です。□□ではありません。△△△の地域において●●さんの借りられたところを△△△ファームが借りるという事で、いま□□地区に関しては●●さんのところはなにもないです。

職務代理 網掛けの黒い□□2 字 820 m<sup>2</sup>はなに？

事務局 これは今回の合意解約で、今まで作っておられたものが合意解約されて、中間管理機構を通して△△△ファームに貸し付ける。

8 番 △△△ファームができたので、私たちは△△△の方で耕作に行っていました。でも、△△△ファームができるという事で、協力しました。中間管理機構に預けるという事で、解約をして、向こうに入ってもらった。

職務代理 解約したからこちらでは耕作しないんですよね？

4 番 これは中間管理機構が賃貸契約を受けた面積、それを中間管理機構が受けた農地を保留するのではなく、すべて行き先をそれぞれの土地の△△・□□・■ ■ ■ ・ ▲ ▲ ・ ● ● ● の農事組合法人との間でおこなう。中間管理機構と賃貸契約かわしたわけ。規模もわからない、経営改善計画もわからない。経営改善計画については、本来なら審査会などがやったことあると思う、それから農業委員会に報告する。報告会かなにかあったのでは？

事務局 法人の報告は有ります。まだすぐではないですが。

4 番 すぐではないが、そういうので変更もあるという、全体像の今現在これだけうけていてなどがこれでは全く読めない。1 件だけありますというのでは 18 条第 1 項による中間管理機構がやっている市役所が定める農地利用集積計画ではないような気がする。1 件だけでは。前のやつは、いちいち我々の資料に載っているわけでもないし、動いてられないし。やはり、この図面上赤緑黄色かなにかで示して、資料と図面と一致する字番地がないといけないし。

議長 これまでに認可した農地地域は全部農業委員会にかけていますから。今日は新たな部分だけを出しているわけでそれをぜんぶかけろというのは不合理な話で出来ません。ただいままでの筆数や面積をまとめて書けというならいい。図面上はよくここまでのものが入っている。おそらく全部入っている。

13 番 入っているというより、現況図と申請書をあわせてこれまではこれだけでしたけど、これだけ増えましたという色分けをちゃんとしてくださいということ。赤で印してあってもどこが増えたのという話。下の申請図上はなにもわからない、それをわかりやすくして頂戴という話。

11 番 そんなわからない地図出さなければいい。だから、△△△がどれだけそこから合意解約ではいるのか、地図を見ていて農業委員会がそこまで言わなければならない問題か？許可とかそういうのが難しいことであって、それなら生産組合の方でなにかつっこんだって、生産組合が赤字になったら農業委員会にもってくるのか、責任を。一切動かなくてよいはずだ。地図で表れないのだとわかったところで、ああそうですかだけだから。総面積の出入りだけきちっと正確にしておけばいい。何人いて総面積これだけで、今度農業委員会にかける者はあの人がかちからここに入ると、だからここがこれだけになるのですと。面積と人数と生産組合の正式な名前を。それを確保しておかないと、これがあっち行ったりあるのかないのかわかったところで終わる。こんな議論している農業委員会ではないと思う。申請を出してきたものをどうするのかという議論するならいいけど、こういうのは中間管理機構が農業公社に物言わないと。ちゃんと準備しないと、現実を言うと。それが●●さんから●●さんに今年変わった。それもあって、順序よく動いていないなと私は見ている。

議長 この議案 29 号の審議についても、意見聴取というのはあっちからきた書類だからです。だから、もし書くとしたら今まで調べてあったことをここに付け加えるしかない。

11 番 生産組合や法人組合がたくさん出来た勝山市。できないとダメだし。だから 1 度大変になると思うけど、会員数、面積、鹿谷なら 4 つか 5 つあるんでしょ？その一覧表を持ってきてもらって、こういう問題がこれだけここが増えたとか、そういう資料だけであとはそんなに農業公社が使っていたのが中間管理機構になるとか、個人でやっていたのが中間管理機構になるとかそういうのが明確化されてどこの生産組合になるのかということさえわかれば事務局はそれでいいと思う。委員としては。そこの経営だから計画だからとそこまで立ち入って



農業委員会が経営やら運営のカバーができるならいいけど、それぞれの組合のことまで農業委員会が口出しする必要はない。

議長 認定農業者並びに法人などに関して、どれくらいの規模でやっているかという面積はだせますので、次回まとめておきます。

11 番 今日でてきた合意解約やら中間管理機構の案件、農業公社の案件はそっちが、ここの法人に入られるという事、ここも解約してここの法人入るという事について、わかりましたという承認をもらっておけばいいと思う。  
確かにまだ中間管理機構自体の法律を1度はちらっとみたが、どこにどう書いてあるかまではおぼえていないので。

職務代理 少なくとも△△△ファームが10月設立しました。△△△だけだと予想はつかないけど面的集積で何%になったのか知りませんが、この地図ではわかりませんよね。認定農家、法人が受け取るのと個人が受け取るのと対比が、実際細目書かなにか開かないとわからない。実態は5割切っているかも。実際表事情は60何%が独り歩きしている。集積率が何%あるくらいの資料はほしかったね。あまりにもこれは断片的だから。

13 番 手続き上おかしいならおかしい。この通り手続き上問題ないならいう事ない。個人的に今までと違うのは違うと思う。委員会でいうのがおかしい。議論上げる必要がない。

議長 中間管理機構と契約を済んだものが、ここに出てくるのだからあくまでも。金がどうこうの問題でない。手続き上問題がないのならこのまま進めばいい。

職務代理 こっちは農業委員会と認定の2件だけだから、淡々とやっていくなればそれでいい。それ以上仕事できないし。公社に任せる。今この意見が面的集積に対しての意見だが、△△△ファームがいつ設立したのかというのと、その辺の連続性が何もわからない

8 番 この議案の29号農用地利用集積計画に付け加えてほしいのは、今までの面積はどれだけであったか。これは新しく入ったのはきちんと書いているからこれでいいと思う。前がどうであったかというのがありこれだけ増えますよと。

議長 これはつけてもいいですけど、意見聴取ですからいわゆる中間管理機構にいく書類です。それには載っていないから新たなもの、勝山の農業委員会してほしいと言えば別枠か何かでつけることは可能ですけど。これについてはつけられないと。

8 番 付ける必要はないのですが、我々農業委員が理解できなければ何の意味もない

議長 資料がほしいという事でしょうから、その辺はまたつけるようにこちらの方で努力します。

それでは、最初に議案第28号について採決いたします。議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第28号は原案のとおり決定することに決しました。

続きまして、議案第29号について採決いたします。

議案第29号は、原案のとおりとすることにご異議ありませんか？

(異議なし)

議長 無いようですので、議案第29号の農用地利用配分計画(案)については「適当」との意見といたします。

次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。

13番 7番はいつごろってわかりますか？

事務局 わかりません。

13番 これ時効取得という期限があるのでは？

事務局 平成20年です。

13番 時効取得というんだから、専門家であるのか調べておかないと、言われた通りやっていると変な話。

事務局 隣の敷地というのが平成3年の土地だと思っておりますので、十分期間は過ぎています。

13番 隣の家は関係ないでしょ？秀廣さんの名前で時効取得されている。それがいつだという話。

事務局 それについては年数が書いていないですけど、今回の住宅敷地の住宅という部分は昭和40年建ちでございます。

職務代理 農業委員会に登録するなら農地だけの話だ。なぜ住宅の話がでてくるのか。今出てきたのは農地を取得したから農地法3条で相続する。

事務局 建物が建ったのはいつかということでおっしゃられたので、その時から使っていると答えています。

職務代理 所有権移転しているその証書を持ってきて届けるだけだから、中身を言えばその中身が時効取得ならそれでいい。報告事項だから許可するしかない。時効取得として出ているのだから、正しいか正しくないかは登記終わったものを報告して権利を移動したものを把握するための報告事項だから。登記が終わったことを事務処理として移動するということ。

13 番 登記したということですね。すみません。

議長 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 次に農地の転用事実の照会の回答について事務局より報告をお願いします。

事務局 (説明省略)

議長 このことについて何かありますか。

8 番 今回、私は農地はいらないという事で戻しましたけれども、やはり認定農業者の貸しはがしはだめなので、そこらへんもきちんとしていただきたいと思います。

議長 そうですね、お互い合意できればいいですけど、認定農業者も資格を持ちますから、本人が継ぎますよと言ったらそれは地主がどう言おうと、合意解約はできません。でも、あくまでも合意解約ですから、片方がだめと言ったらだめなので、ということは分かっているつもりなのです。片方が法人なので強いと思います。けど、それはそうではないという事は認識してもらわないと。認定を受けていれば、契約期間はだめなので。私も1件そういうのがあったんですが、それは本人との契約期間は堪忍してくれと。契約期間は作りますから堪忍してくださいと断った事実もございます。

職務代理 耕作者優先ですから、耕作者に賃借権がありますから、合意解約と無理やり地主が言ってきたとしても私は契約期間守りますよと、それを山内さんされた。自分がしたくないならいいけど。耕作者優先ですから、全部合意解約事項付きだ、今までの公社は。最近では耕作者の都合で辞めたりすることが多いと思う。貸しはがしは確かに3年前にあったとは聞いているんですけど、今年からも戸別所得補償なくなりましたよね、30年度から。今日見たら5千もない。昔、わたしなんて中間機構で1万2千円なんですよ2年前の。まったく金額がばらばら。段々安くなってきている。こんな矛盾したことだから当然貸し離しどころか、投げたいという気持ちになりますよね。

議長 それの逆もありますので、今回我々は高く借りていたのが中間管理機構きたら安くなったと、

それで辞めてあなたのところと契約したいという人もいる、中には。難しいけれど。あくまでも合意ですから、耕作者の権利は補償されていますので、耕作者がわかりましたと言わなければ対応はできないと。

議長 議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

6 番 11月4日5日にJA感謝祭があります。農産物の出品等もお願いします。

議長 これで本日の議事すべて終了致しました。  
その他に入ります。何かありますか。

8 番 女性農業委員は新潟の方へ行ってきました。北信越の女性農業委員会研修に勝山から4人ださせていただきました。色々な取り組みの中で女性の視点でという事で食育がいいのではということでした。何年か前に女性農業委員による食育活動で、今、現在でもそれが続いているという事で、我々の取り組みがすごく評価され嬉しく思いました。研修会を通してお願いしたこといざございまして、来年度が新体制で農業経験のない中立委員なども選ばれるとの事です。今までも女性農業委員が入ったとき、みなさん勉強されて大変苦労されているというようなので、結論が出やすい議案はどのような議案だというような研修会をもつていただきたい。研修を受けて会議に出たい。選ばれたときにはお願いしたいです。

4 番 新しい農業委員会の組織づくりやいろいろ農業委員会に関する法律等では、新しい制度で勝山の場合2通りある。選択肢が。これに対して、市長が議会の承認と推薦をするのに認定農業者が足りないとか、あるいは係数の問題で農用地が1300から600以上で14人。あとは推進委員とかという事だが、条例の制定等どこまですすんでいるのか。

議長 これにつきましては、特別委員会を設置しましたので、委員会の中で今まで4回ほど会議を持ちました。それによって大体の役所のほうにお願いする案ができていますので、それを含めて事務局の方から報告したいと思います。

事務局 4月の農業委員会で定数等検討委員会の設置という事で、5月以降会議の方も出していただきました。そのなかで農業委員の定数については10人、そのうち1名を中立委員という風にしたいと思います。また、農地利用最適化推進委員の定数につきましては13名、それぞれ農林業センサスの販売農家耕地面積をとりまして、13名をそれぞれの地区の方に振り分けました。だいたい100haに1名の程度で振り分けるように13名を出しております。農業委員の報酬につきましては、基本的報酬額と国から交付される農地利用最適化交付金を活用させて頂いて支給をさせて頂きたいと思っております。現在3つ部会がございます。農地部会・農政部会・活性化部会とありますが、こちらの方は平成30年8月を以って部会を廃止したいという内容での結果です。

進捗状況ですが、条例がございますので、こちらの方を12月の議会で提案させていただいて1月以降に、その提案の広報をさせて頂こうかなと思っています。2月の後半から3月にかけて公募・推薦をだして、6月の議会で、議会の同意というのが必要になってくると思うので、決定させていただいたうえで、6月の議会でさせて頂きたいと思います。

議長

当初皆さんに申し上げたか忘れたのですが、農業委員13名くらいでやれと、最高14名という数字があると話したかと思うのですが。大野市が10名でした。そういう事もあって内部の委員会でも検討したのですが、大野市は大野市のやり方があるからそれでいいかもしれないけど、勝山市のやり方があるという説明をいかに議会に納得してもらおうかという至難の業かなと。勝山市中で10名ですからね。旧村部もあるから1名ずつ出した方がいいのではないかという考えです。

中立委員は、出来れば女性にお願いできたらというつもりです。ただ、一般の方は男性ではないといけないというわけではないので、女性でも構いません。最低中立委員は女性でお願いしたいということで諮問させていただきたいと思います。推進委員も14人ということなので13名にしようかなと。

11 番

市長の方が任命するので、法律の中に生産組合の役員方が入るという事でしょ？認定農業者が過半数となっている。12月に変わるの？

事務局

12月議会で提出を予定しています。

11 番

農業委員だけでしょ？推進委員は規則だけでしょ？農業委員会の条例って定数があるでしょ？

事務局

現在農業委員の定数につきましては、農業委員会に関する条例に載っておりまして、そちらの方に農業委員は選挙区がございますので地区で何人という条例になっております。今回農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は13名として、条例の中にはいっております。

4 番

農業委員がするから推進委員になる、提出は条例だけど、推進委員は17条に書いてある。ところで、25年の農地法の改正のときに農地台帳の農地という面積はどういう風に認識しているのか。

職務代理

ヒアリングでは1640ha。1640と1632とかあって実際には図っていないという事。

4 番

耕作放棄だとか赤青だとかそれをどうするか。細かい農地台帳の項目まで全部農地法に書いてあるのでなかなかきめられない、しかし1400もないと思う実際。

職務代理 統計上では 1640ha になっている。実際に図ると 1630ha とそれより少し少ない。それが今農業委員の選定基準においても、販売農家とそれで割っている。大野市と対比したときは、どうしてもそれ抑えられて 13 人答申しても、市の方から結局 10 人出せとなった時にそこまで頑張れない。

農業委員今は 13 人プラス 5 人の 18 人、それが今年 10 人プラス 13 人になる。権限はないけどやる仕事はよく似ている。報酬だってあまり変わらない。

11 番 条例出されるというのは、今から勉強しないといけないけど、10 人というのは法律で決まっている定数は何人？しっかり答弁できるように。なぜ 10 人にしたか。

結局、面積と農家戸数がどれだけと、兼業農家が増えているから減らせという理由もないし、専業農家ばかりだからそんなにいなくてもいいという理由もない。なぜその 14 人を 10 人にするのかということのをうまく説明ができるように。法令の定数をとらないといけない。それは国が決めた面積と農家戸数とで、それが 14 人、大野も変わらない。大野が 10 人だから勝山も 10 人とそんな理由で議会は通らない。少数でものを決めていくというのはあまりいいと思わない。いろんな協議・意見がたくさん出て、議論するのが普通なので。

議長 地域の事情もある、勝山なら勝山の事情があるだろうけど、やっぱり数字が先に走ってしまう。

11 番 法律が変わって、14 人という規定を設けられている。法律に従って 14 人でやっていくのが道。それを 1 期やって、何もやらないまま、いままで 16 人 18 人でやってきたものを少しずつ減らしている。だから、法律がきちっと改正された時点は、国が定めたものについていくのが道。しかし、運営を 3 年間やってここがやはり無駄だとか必要ないのではないかと、そういうものが出てきて初めて 3 年後に定数を減らしていく。定数だけ減らされ人数だけ減らされで、ちゃがちゃがになってそんな方針はどうかと。議会も 16 に減らしすぎてあまりうまくいかない。定数を減らせば減らすほど理事者が楽になる。半分の言うこと聞けますから作っておけばいいだけ、民主主義ではない。

議長 むずかしいのは、福井県の中で、いわゆる法定一杯にとっている市町は 1 つもない。全部市町は自分の事情に合わせたそれより何割か減らした数字で全部通している。

11 番 面積の大きいところは、30 人のところを 10 人減らしても 20 人で回る。少ないところを、よそが半分にしたからうちも半分にしたなんて合わない。27 を大野は 10 ですするというのでしょ。そんなことしたらこっちは何人でしないといけないんだ。5 人だ。そんな数字でよその真似する必要はない。

議長 最低として 9 地区に一人一人ずつは最低なるべく数字がほしいということが理論で 1 つしかない。大野の真似をしたらすごく減ってしまって。その理屈でいくと勝山の農業委員はなく

なってしまう。

4 番  ただ心配しなくていいのは、推進委員 13 人というのは合計働ける人は 23 人いる。その辺があるから、農業委員会は推進委員を委嘱するわけです。

11 番  僕は絶対にうまくいかないと思う。権限が違ってくる。農業委員と農業委員の下に推進委員はいる。実際農業委員は会議の承認や、そういうとこだけ。あとのもういろんな活動は推進委員の仕事。それは一番難しいところ。法律で決められているから。

職務代理  集積率が 6 割超えなかったら推進委員をつくらないといけない。鯖江市しかそれはできていない。

農地の集積が実面積の 6 割超えているのは鯖江市、鯖江市は推進委員はない。後の市町は福井市から全部いる、勝山が一番最後。

個人の公募がどこまで通用するかということ。推進委員はいいが、農業委員が枠は作って形に収めても、実際は推薦でおさまったりするかも。これは水面下の話だから。

4 番  推進委員をどういう風に位置づけるかということ。認定農業者を二分の 1 にするのか。

職務代理  農協の総代だってそう、相場決めたって結局は部落内で決めてしまう。勝手に割り付けてしまっている。

11 番  農業委員会も公募しなさいという法律はあるのか。

議長  しないといけない。

11 番  議会で学識経験者を誰にしてもらおうと農業委員になったものを選んでもらったものが学識経験者になればいい。

職務代理  福井市の評価点を見ていたら農業委員何回したとか、それが、非常に一番点数がおおきかった。要するに個々数が重いという事になりますよね。推薦は 1 人だけオーバーしたみたい。1 人だけ落ちた。

11 番  12 月定例会という間がないので、10 人なり 11 人にして女性を何人入れるのか。公募の中に女性は何人と条件付けるのもだめだし。学識経験者で何人と入れればいい。中立委員は 1 人しかいない。

今度は法律だけだから、法律には表と裏がある。認定農業者だとか、そういう団体の、その人たちはその人をチェックするなら、10 人なら 6 人半分以上いないといけないから、上手 2 人中手 2 人下手 2 人とするか、面積ですか、6 人入れて後の者は市長が推薦する。その中

に女性を2人入れるとか学識経験者を2人入れるとか、公募した形にして。掲示板に公募だけ載せて何も載せないで、ここにしましたと、それで終わって誰にしたと言えればいい。地区割りにしても市長に推薦するのは、認定農業者やら組合というものを7人にして、面積割、第1, 2, 3選挙区7人というのは下が多いから荒土が入っているのがどうしても多くなるから、3人にして2人2人にするとかで推薦する。

議長　　そういう決めたやつの答申を市長にしてもいいのか、できないでしょ？

11 番　　規則がある。規則の中に条例に違反しない程度に規則が決められる。

議長　　ここは何ここは何と決めても条例に違反しないのか。

11 番　　市役所は区長会にお願いするつもりか。区長さんが役所関係ないものだから、勝山ここが4つだというのが理解してもらえない。勝山、平泉寺、遅羽、猪野瀬。猪野瀬も区長会長がない。あくまでも4つだというのが、4つで第3選挙区だと。

職務代理　　何らかの決めがなければ偏ったってだめ。農業委員が9選挙区だいたいバランスがとれているのが一番いい。

11 番　　小選挙区にしたら。生産組合は生産組合だけで挙げていきなさいと。市長に推薦して予定者を。そうすれば2:2:3くらいで落ち着くでしょ。

職務代理　　本当にやる気のある人を発掘してもらわないと。本人が本当にやりたくて替えたいんだというような人が推薦してもらおうといい。

11 番　　定数を減らしたらだめなんだ、議会というのは。例外はできない。長期政権が続く。定数減らせば減らすほど。三期定年としてくれると楽なのだけどね。定年があるとすぐ辞められるから。

職務代理　　委員会で、答申はもう1回やり直して会長が言っただけ、あとは何も一つもこっちは答申もしていないし、それが決められないとできないと事務局は後回しで作っていくと思うのですよ。推進委員のやり方と色々な規則は。条例改正したり議会提案するのは提出だけで一番大きいそれを決めないと前に進めない。これが最終答申になると思う。

11 番　　形を作って市に答申すれば市は聞いてくれると思う。ですから、初めての法律改正で、今年農業委員だったものを、全員経験のない者がきてもらっても、理事者側がどうもならない。今期改正の時だけは、今期やった人や実績のある人を推薦してほしいという要望だしたい。法律が改正されて、すべて変わるのだったら事務局が大変。何もわからない人たちで話し合



いとしても進まない。

議長 検討します。

議長 次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局 今回は、11月27日（月）午後1時30分からの開催となります。

議長 10月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理 事前にいろいろ準備して、現況証明のお墓の問題などいろいろあったんですけど、わかりましたという事で一応議題に載せましたが、皆さんからお叱りを受け、勉強不足もありますが、一生懸命やっていきたいと思えます。